

公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段の規定により任意入院者を退院させないことができること並びに同法第33条第4項後段の規定により医療及び保護のため入院の必要がある者を入院させることができる精神科病院を次表のとおり認定した。

令和5年4月1日

佐賀県知事 山口 祥 義



病院名	所在地	指定期間
早津江病院	佐賀市川副町大字福富827	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
虹と海のホスピタル	唐津市原842番地1	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

「お問合せ先」

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課 精神保健福祉担当

電 話：0952-25-7064

ファクス：0952-25-7302

Eメールアドレス：shougai-fukushi@pref.saga.lg.jp